

農林水産物に関する輸出規制の見直しに係る事前評価書

1. 政策の名称

農林水産物に関する輸出規制の見直し

2. 担当部局

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易管理課長 戸高 秀史

電話番号：03-3501-0538 e-mail：bouekikanri-pb-1@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成28年8月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

国内における安定供給の確保のため輸出管理が求められる貨物の輸出については、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づき、経済産業大臣の承認を要することとしており、我が国経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

(2) 規制の見直しの内容

輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）第2条第1項に基づき輸出の承認義務を課しており、輸出令別表第2において承認を要する貨物を掲げている。輸出承認を要する貨物のうち農林水産物については、国内における安定供給確保等を目的として規制してきたが、今般、規制の必要の無くなった農林水産物について輸出規制を廃止する。

具体的には、輸出令別表第2の28（ふすま※₁、米ぬか、麦ぬか※₂。以下「ふすま等」という。）、29（配合飼料）及び32（せん及びならの丸太。以下「せん等の丸太」という。）の項の対象品目を削除する改正を行う。

※₁ふすま：小麦をひいて粉にした時に残る皮のくず ※₂麦ぬか：大麦をひいて粉にした時に残る皮のくず

(3) 規制見直しの必要性

規制対象としている農林水産物について、規制導入から時間が経過していることから、合理性が失われているものを適宜見直す政府全体の方針や外為法の法目的を踏まえ関係省庁と共に検討を行ってきたところ、①配合飼料の原料たるふすま等については、その原料構成比が規制当初と比べ大幅に低下しており、輸出量についても大幅に低下していること、②配合飼料については、現在、とうもろこし・こうりゃん等の主原料を輸入に頼っており、輸出量は供給量と比べ僅少であること、③せん等の丸太については、国内需給に影響のない範囲であらかじめ輸出枠を設けて輸出承認を行ってきたが、近年、輸出枠に達する輸出実績はなく、輸出枠を廃止しても輸出実績が減少していること、これらの理由から輸出規制を廃止しても国内への安定供給に支障が無いため、外為法の法目的である対外取引に対する必要最小限の管理の観点から、改めて輸出規制について検証を行い見直すこととした。

具体的には、ふすま等の輸出は近年1万トン前後（供給量全体の1%未満）で推移しており、また配合飼料の輸出も近年2万トン前後（供給量全体の0.01%）で推移しており供給量に対

して極めて少量である。また、せん等の丸太は、国内需給に影響の無い範囲で輸出枠を設けていたが2007年度から輸出枠を下回る輸出数量となり、2011年度には輸出枠を撤廃したにも関わらず輸出数量が減ってきている(2005年度:1000m³【1000m³】、2007年度:600m³【1000m³】、2010年度:530m³【600m³】、2014年度:173m³【0m³】)。

(4) 法令の名称・関連条項とその内容

輸出令第2条第1項に基づき、規制対象貨物の輸出に当たっては、経済産業大臣の承認を要することを規定し、同条第2項に基づき承認の際にあらかじめ農林水産大臣の同意を要することを規定している。具体的な規制対象貨物は輸出令別表第2に規定している。

ただし、規制対象貨物であっても、輸出令第4条第2項に基づき、規制対象貨物の特定の場合には、経済産業大臣の承認を要さないこととしており、具体的には輸出令別表第5、別表第6及び別表第7に規定している。

- 外為法第48条第3項
- 輸出令第2条第1項、第4条第2項
- 輸出令別表第2、別表第5、別表第6、別表第7

(5) 影響を受け得る関係者

以下の4者が、本改正によって影響を受けると想定される。

- 輸出規制措置廃止品目の輸出者(企業、研究機関等。以下「企業等」という。)
- 輸出規制措置廃止品目の需要者
- 国民(消費者・一般事業者)
- 行政機関(輸出規制の審査等を行う部局等)

5. 想定される代替案

今回の措置は、対外取引に対する必要最小限の管理の観点から規制緩和を行うものであり、従来の規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいないため、その他の代替手段については検討しない。

6. 規制の費用・便益

本改正案の実施により、関係者に如何なる影響（費用、便益）が及ぶかについての具体的な比較は以下のとおり。

	費用	便益
企業等（※1）	<ul style="list-style-type: none">特になし	<ul style="list-style-type: none">承認申請手続に係る作業コストの軽減組織内の輸出管理体制の縮小
輸出規制措置廃止品目の需要者	<ul style="list-style-type: none">特になし（輸出規制を廃止しても、国内における安定供給に支障がないため）	<ul style="list-style-type: none">特になし
国民（消費者・一般事業者）（※2）	<ul style="list-style-type: none">特になし	<ul style="list-style-type: none">承認手続に係る事業者の作業コストが軽減することで、間接的な影響として、上記事業者の便益が輸出品の価格低下に還元され、費用負担が低減する可能性がある。
行政機関（輸出規制の審査等を行う部局等）（※1・2）	<ul style="list-style-type: none">特になし本改正について、関係業界への周知	<ul style="list-style-type: none">承認対象外となった品目に係る審査・検査業務の軽減

※1：企業等に及ぶ費用・便益については、国内のどの程度の企業等に承認申請手続に係る作業コストが発生するかの把握が困難である点や、販売戦略の決定に関するコストの増減は企業ごとの個別判断に依存する点等から、定量的な分析が困難。同様に、行政機関に及ぶ費用・便益についても左記に依存するため、定量的な分析が困難。

※2：国民や行政機関に及ぶ便益については、その性質上定量的な分析は困難。

7. 政策評価の結果

上記分析のとおり、今般の輸出規制措置廃止については、輸出規制品目の削除といった規制緩和措置となっており、事務コストの軽減等の便益があり、更に行政機関（輸出規制の審査業務等を行う部局等）にとっても審査業務等が不要となるという便益がある。一方、行政機関については、本改正に係る関係業界への周知業務が発生するが、その費用は限定的なものと考えられる。これらを踏まえ、便益が費用を上回ることから、本改正案を導入することは妥当であるといえる。

8. 有識者の見解その他の関連事項

国内の関連業界団体より、輸出規制措置を廃止しても国内産業に影響を与えないと見解が示されている。

9. レビューを行う時期又は条件

物資所管省庁において、輸出規制廃止品目の今後の需給動向を随時把握し、その結果、国内における安定供給に支障が生じるおそれがある場合には、物資所管省庁と連携してレビューを行うこととする。